百十二　アジリティー・アセット・アドバイザーズ株式会社
百十三　エー・アイ・キャピタル株式会社
百十四　三井住友トラスト不動産投資顧問株式会社
百十五　株式会社大和ファンド・コンサルティング
百十六　TFM Asset Management AG
百十七　クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド・アセットマネジメント株式会社
百十八　プルデンシャル・リアルエステート・インベスターズ・ジャパン株式会社
百十九　株式会社ジャフコ
百二十　オリックス不動産投資顧問株式会社
百二十一　野村プライベート・エクイティ・キャピタル株式会社
百二十二　森ビル不動産投資顧問株式会社
百二十三　大和企業投資株式会社
百二十四　東京建物不動産投資顧問株式会社
百二十五　ファンドクリエーション・アール・エム株式会社
百二十六　シンプレクス不動産投資顧問株式会社
百二十七　SBIエステートマネジメント株式会社
百二十八　グロブナー・ファンド・マネジメント・ジャパン・リミテッド
百二十九　メットライフアセットマネジメント株式会社
百三十　みずほグローバルオルタナティブインベストメンツ株式会社
百三十一　株式会社ユキ・マネジメント・アンド・リサーチ

○法務省告示第二百八十一号

愛知県豊田市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年七月一日

法務大臣　谷垣　禎一

愛知県東加茂郡旭村大字牛地字竹之下二番地

安藤　淑子

○法務省告示第二百八十二号

北海道上川郡剣淵町役場保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年八月一日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、剣淵町役場又は旭川地方法務局名寄支局に照会すること。

平成二十六年七月一日

法務大臣　谷垣　禎一

北海道天塩國上川郡剣渕村二百五十七番地

雨宮與四郎

○法務省告示第二百八十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十六年七月一日

法務大臣　谷垣　禎一

東京法務局所属
綿引　穣
さいたま地方法務局所属
松田謙太郎
千葉地方法務局所属
浅井　琢児
前橋地方法務局所属
中澤　三男
前橋地方法務局所属
小池　充夫
長野地方法務局所属
永井　栄次
神戸地方法務局所属
谷岡　孝範
富山地方法務局所属
荒木　真人
山口地方法務局所属
松下　直祐
福岡法務局所属
八田　健一
函館地方法務局所属
岩渕　英喜
旭川地方法務局所属
小鹿　愼
徳島地方法務局所属
内井　啓介
松山地方法務局所属
井櫻　久充

○法務省告示第二百八十四号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同令及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十六年七月一日

法務大臣　谷垣　禎一

○法務省告示第二百八十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月一日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

積和建設埼玉株式会社	埼玉県さいたま市見沼区東大宮六丁目十四番地十	とび、型枠施工
株式会社ＹＳＫ	大阪府八尾市泉町一丁目十七番地	機械加工

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社モリデンキ	愛知県北名古屋市中之郷神明十五番地	工場板金

○法務省告示第二百八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月一日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社健商	神奈川県横浜市瀬谷区阿久和南二丁目二十一番三号	コンクリート圧送施工
秋山企業株式会社	神奈川県横浜市泉区上飯田町二千二百七十七番地	コンクリート圧送施工

○法務省告示第二百八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月一日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

三共テクノ株式会社	千葉県白井市根四百二十五番地	とび

登記所指定の効力が生ずる日

平成二十六年七月二十一日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十六年法務省令第七十四号）

登記の規定によりその商業登記の事務が宇都宮地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の宇都宮地方法務局大田原支局

附　則

この告示は、平成二十六年七月一日から施行する。